

今回の災害が原因で、遺族が以前に遺族（補償）等年金を受給していたり、亡くなった人が生前に傷病（補償）等年金を受給していた場合、①、④、⑥、および会社の証明は不要

わかりやすく赤字にしているが実際には黒のボールペンで書く

会社が労災の一括適用を  
しており、被災者が実際に  
働いていた支社と労災に  
加盟している本社が異なる場合に  
書く、とのことだが  
常に書いておいてもよい

様式第15号(表面)

労働者災害補償保険  
遺族補償一時金 支給請求書  
複数事業労働者遺族一時金  
遺族特別支給金 支給申請書  
遺族特別一時金

会社に聞く  
亡くなった人が生前に  
今回の災害が原因で  
傷病（補償）等年金を  
受給していた場合

① 労働保険番号					③ フリガナ		ニホン タロウ		④ 負傷又は発病年月日	
府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	氏名	日本 太郎		(男) (女)	令和5年 2月 28日	
〇〇	〇	〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	死亡	昭和60年 1月 1日(37歳)		午後	14時 30分頃	
② 年金証書の番号					労働者	造船業		⑤ 死亡年月日		
管轄局	種別	西暦年	番号	枝番号	職種の	〇〇造船株式会社		令和5年 2月 28日		
					所属事業場	〇〇市〇〇町4-1				
⑥ 災害の原因及び発生状況					⑦ 平均賃金		10597円30銭		⑧ 特別給与の総額(年額)	
(あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること							450,000円			
さくら市〇〇工場で壁材と床材の板継ぎ作業に従事中、壁板が倒れ、壁板と定盤にはさまれ 圧死した。										
③の者については、④及び⑥から⑧までに記載したとおりであることを証明します。					⑨ 請求人		フリガナ		フリガナ	
事業の名称					氏名		住所		死亡労働者との関係	
年 月 日					日本 花子		さくら市さくら町1-2-3		妹	
事業場の所在地					生年月日		フリガナ		請求人(申請人)の代表者を選任しないときはその理由	
事業主の氏名					平成2年 4月 1日		住			
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)					年 月 日		所			
					年 月 日		死亡労働者との関係			
					年 月 日		請求人(申請人)の代表者を選任しないときはその理由			
					年 月 日					
					年 月 日					
					年 月 日					
⑩ 添付する書類その他の資料名					死亡診断書、戸籍謄本、住民票					

就業先の平均賃金。  
別紙で計算した金額。  
既に他の給付の請求時に  
労基署に平均賃金を申告  
済みの場合は不要

被災前1年間の  
ボーナスの総額

遺族と一緒に暮らしている  
場合は代表者一人が受け  
取るのが原則。受け取り  
たい遺族が複数いる場合は  
なぜ一人がまとめて受け取  
らないのかその理由を書く

会社を書いてもらう

遺族代表で受け取る人物

会社の所在地を管轄する  
労基署の名前を記入

上記により  
遺族補償一時金 の支給を請求します。  
複数事業労働者遺族一時金 の支給を申請します。  
遺族特別支給金  
遺族特別一時金

〒123-4567 電話(012)345-6789

令和5年 4月 1日  
〇〇〇労働基準監督署長 殿

請求人  
申請人  
(代表者) の 住所 さくら市さくら町1-2-3  
氏名 日本 花子

振込を希望する金融機関の名称		預金の種類及び口座番号	
〇〇	銀行 金庫 農協・漁協・信組	△△	本店・本所 出張所 支店・支所
		普通・当座 第〇〇〇〇〇〇号 口座名義人 ニホン ハナコ	

その他の（表面に労働保険番号を書いた会社以外の）  
 就業先についてまだ労基署に申告していないときは記入する。  
 他の労災給付請求時に申告済みの場合は、この用紙への記入も、  
 別会社の平均賃金算出のための別紙の提出も不要

様式第15号(裏面)

⑩その他就業先の有無	
有 無	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない) 1 社
有の場合でいずれかの事業で特別加入している場合の特別加入状況 (ただし表面の事業を含まない)	
労働保険事務組合又は特別加入団体の名称	
労働保険番号(特別加入)	加入年月日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	年 月 日
	給付基礎日額
	2,123.45 円

会社に聞く

事業主や一人親方など  
 特殊な立場で労災に加盟  
 しているときに書く

別会社の平均賃金。  
 別紙で計算した金額

〔注意〕

- 事項を選択する場合には該当する事項を○で囲むこと。
- ②には、死亡労働者の傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金に係る年金証書の番号を記載すること。
- ③の死亡労働者の所属事業場名称・所在地欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。
- 平均賃金の算定基礎期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間が含まれている場合に、当該平均賃金に相当する額がその期間の日数及びその期間中の賃金を業務上の傷病の療養のため休業した期間の日数及びその期間中の賃金とみなして算定した平均賃金に相当する額に満たないときは、当該みなして算定した平均賃金に相当する額を⑦に記載すること。
- ⑧には負傷又は発病の日以前1年間(雇入後1年に満たない者については雇入後の期間)に支払われた労働基準法第12条第4項の3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金の総額を記載すること。
- 死亡労働者が休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業特別支給金の支給を受けていなかった場合又は死亡労働者に関し遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金が支給されていなかった場合には、⑦の平均賃金の算定内訳及び⑧の特別給与の総額(年額)の算定内訳を別紙(様式第8号の別紙1に内訳を記載し使用すること。)を付して記載すること。ただし、既に提出されている場合を除く。
- 死亡労働者に関し遺族補償年金若しくは複数事業労働者遺族年金が支給されていた場合又は死亡労働者が傷病補償年金若しくは複数事業労働者傷病年金を受けていた場合には、
  - ①、④及び⑥には記載する必要がないこと。
  - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、
  - ⑦にはその者の給付基礎日額を記載すること。
  - ⑧には記載する必要がないこと。
  - 事業主の証明は受ける必要がないこと。
- ⑨及び⑩の欄に記載することができない場合には、別紙を付して所要の事項を記載すること。
- この請求書(申請書)には、次の書類を添えること。
  - 請求人(申請人)が死亡した労働者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を証明することができる書類
  - 請求人(申請人)が死亡した労働者の収入によって生計を維持していた者であるときは、その事実を証明することができる書類
  - 労働者の死亡の当時遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別支給金若しくは遺族特別一時金の支給の申請であるときは、次の書類
    - 労働者の死亡に関して市町村長に提出した死亡診断書、死体検案書若しくは検視調査書に記載してある事項についての市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類
    - 請求人(申請人)と死亡した労働者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本((1)の書類を添付する場合を除く。)
  - 遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受ける権利を有する者の権利が消滅し、他に遺族補償年金又は複数事業労働者遺族年金を受けることができる遺族がない場合の遺族補償一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金の支給の請求又は遺族特別一時金の支給の申請であるときは、(3)のロの書類((1)の書類を添付する場合を除く。)
- 死亡労働者が特別加入者であった場合には、④及び⑥の事項を証明することができる書類その他の資料を添えること。
- ⑩の「その他就業先の有無」で「有」に○を付けた場合は、様式第8号の別紙3をその他就業先ごとに記載すること。その際、その他就業先ごとに様式第8号の別紙1を記載し添付すること。なお、既に他の保険給付の請求において記載している場合は、記載の必要がないこと。
- 複数事業労働者遺族一時金の請求は、遺族補償一時金の支給決定がなされた場合、選って請求されなかったものとみなされること。
- ⑩「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者遺族一時金の請求はないものとして取り扱うこと。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
			( ) —